

第2章

計画の基本的考え方

I 計画改定の趣旨

習志野市では、平成6年（1994年）3月に習志野市女性プラン「男女で共につくる家庭、職場、地域」を策定し、女性施策を総合的、計画的に展開してきました。

その後、平成11年（1999年）6月に「男女共同参画社会基本法」が施行され、国、地方公共団体、国民の責務や、市町村に基本計画策定の努力義務が明記される等、諸情勢が変化する中で、平成13年（2001年）3月に、「習志野市男女共同参画プラン」を策定し、このプランに基づく男女共同参画社会づくりに向けての総合的・計画的な施策の展開を図ってまいりました。

また、平成16年（2004年）7月に、男女共同参画社会の実現に向けてなお一層の取り組みを推進するために、「習志野市男女共同参画推進条例」を施行し、条例に基づく施策の展開を進めているところです。

こうした状況の中で、習志野市の最上位計画である「習志野市後期基本計画」が策定されたこととともに、「習志野市男女共同参画プラン」策定後に生じた様々な動向等を踏まえつつ、さらなる「男女共同参画社会」の実現を目指すため、従来の「習志野市男女共同参画プラン」を改定し、この「習志野市男女共同参画基本計画」を策定したものです。

II 計画の概要

1. 計画の性格

- (1) この「計画」は、国の「男女共同参画社会基本法」及び「習志野市男女共同参画推進条例」第10条に基づいて策定する基本計画です。
- (2) この計画は、国の「男女共同参画基本計画（第2次）」、「千葉県男女共同参画計画（第2次）」及び「習志野市後期基本計画」、「習志野市男女共同参画推進条例」と整合性を図りながら策定したものです。
- (3) この計画は、男女共同参画社会の実現を目指して、市民と行政との協働による実施を目指した行動的な計画です。

2. 計画の期間

この計画の期間は、平成20年度（2008年度）から平成26年度（2014年度）までの7年間とします。なお、著しい社会情勢の変化や本計画の進捗状況等必要に応じて見直しを行うものとします。

（経過）

習志野市女性プラン	平成6年度（1994年度）から平成12年度（2000年度）
習志野市男女共同参画プラン	平成13年度（2001年度）から平成19年度（2007年度）
習志野市男女共同参画基本計画	平成20年度（2008年度）から平成26年度（2014年度）

（計画期間）

13年度		20年度		26年度	
習志野市基本構想（平成13～26年度）					
習志野市前期基本計画（13～19年度）			習志野市後期基本計画（20～26年度）		
前期第1次実施計画 （13～15年度）	前期第2次実施計画 （16～19年度）	後期第1次実施計画 （20～22年度）	後期第2次実施計画 （23～26年度）		
習志野市男女共同参画プラン（13～19年度）			習志野市男女共同参画基本計画（20～26年度）		

III 計画の特徴

- (1) 習志野市が平成 18 年度に実施した「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識調査」(P62 参照)や平成 19 年度に実施した「地域ミーティング」(P56 参照)及びパブリックコメント等による市民の意見を反映した計画です。
- (2) 市民との協働により策定した計画です。
- (3) 子育て支援策、防犯、防災対策を重点化する等、習志野のまちづくりの特色を取り入れた計画です。
- (4) 取り組む事業について可能な限り数値目標を設定し、評価を行う計画です。

IV 前プランからの主な変更点 (新たに追加、充実した項目)

1. 男女共同参画の視点による子育て支援策の充実

男女共同参画社会づくりを推進する上で、子育て支援策の推進は不可欠です。このため、新たに、男女共同参画の視点による子育て支援の充実を「施策の方向」に位置づけました。

2. ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス(※)(仕事と生活の調和)の推進は、働きすぎの解消や男性も家庭参画できる環境づくりに密接に関係しており、これを推進することにより、男女共同参画社会づくりにつなげることが期待できるため、新たにワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進を「施策の方向」に位置づけました。

3. 女性の視点を盛り込んだ防犯・防災対策の促進

近年の災害時の教訓として、防災体制に女性の視点が欠けているという指摘や性犯罪等に巻き込まれやすい女性への対策として、新たに女性の視点を盛り込んだ防犯・防災対策の促進を「施策の方向」に位置づけました。

4. DV 防止基本計画の策定、配偶者暴力相談支援センターとしての機能拡充についての研究

平成 20 年 1 月に施行された DV (P8 参照) 防止法の改正により、市町村に DV 防止基本計画策定についての努力義務と配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことが努力義務になったことから、新たに DV 防止基本計画の策定等について事業として位置づけました。

5. 男性相談についての事業化の検討

様々な不安や悩みを抱えている男性のため、男性相談事業への取り組みが必要とされることから、新たに男性相談についての事業化の検討を位置づけました。

6. 性差に配慮した医療・保健の促進

生物学的な性差や年代の違いによるきめ細やかな医療体制や健康の保持増進にかかる環境づくりの促進は、男女ともに心身の健康を維持する上で欠かせないことから、性差に配慮した医療・保健の促進を新たに「施策の方向」に位置づけました。

(※)ワーク・ライフ・バランス(work life balance)

家庭等の個人生活との調和のとれた働き方。1980 年代のアメリカで、主に女性社員の仕事と家事・育児等との両立を支援する取組から始まったが、1990 年代に入り、社員の生産性の向上、優秀な人材の確保という観点から、年齢・性別・家族の有無等を問わず、広く社員全体を対象として取り組まれるようになりました。

V 基本理念

習志野市男女共同参画推進条例第 3 条に規定する基本理念を本計画の基本理念とします。

基本理念（習志野市男女共同参画推進条例第 3 条から要約）

1. 人権の尊重
2. あらゆる分野への活動の選択
3. 政策、方針の立案・決定への参画
4. 家庭生活と社会生活の両立
5. 生涯にわたる心身の健康維持

VI 将来像（めざすまちの姿）

将来像は、基本理念をもとに、男女共同参画をめぐる様々な現状における課題を乗り越え、目指すべき将来の方向性を示したものです。

習志野市の男女共同参画に関する総合施策の目指す将来像は、

「男女が互いの個性を尊重し、一人ひとりが夢と輝きを持って自己実現できる男女共同参画社会の実現」

とします。

VII 基本目標

「男女が互いの個性を尊重し、一人ひとりが夢と輝きをもって自己実現できる男女共同参画社会の実現」を目指すため、習志野市男女共同参画推進条例第 3 条に規定する基本理念に基づき、次の5つを基本目標とします。

基本目標Ⅰ：人権の尊重

基本目標Ⅱ：あらゆる分野への参画と活動

基本目標Ⅲ：家庭生活と社会生活の両立

基本目標Ⅳ：生涯にわたる心身の健康維持

基本目標Ⅴ：計画の推進

基本目標Ⅰ 人権の尊重

男女共同参画社会づくりを推進していくためには、男女を問わず、個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男女ともにひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

社会生活の中で、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識（P3参照）は、人々の意識の中や社会の慣習・慣行や組織の中にも存在しています。こうした社会のあり方は、女性のみならず、男性の自由な生き方をも阻んでいる状況があるため、広く社会の慣習・慣行・人々の意識を男女平等の視点で見直し、男女の人権が尊重される社会の実現に向けて取り組む必要があります。

また、DVについては、互いを尊重し、対等なパートナーであるという意識をもち、暴力は基本的人権の享受を妨げ、自由を侵害するものであるという意識を広めることが重要です。

そこで、人権尊重に基づく男女平等意識を確立するために、性による差別と人権侵害のない社会づくりを進めるとともに、家庭・地域・学校・職場等における男女平等教育・学習を推進します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野への参画と活動

男女を問わずすべての人々が、自分の人生に満足感を得て生きがいのある充実した生活を送るためには、職場、家庭、地域社会等のあらゆる分野において、誰もが対等な立場で参画し、能力や個性を発揮できる男女共同参画社会づくりが必要です。また、政治や行政のほか、企業や団体等の民間分野においても、意思決定過程への女性の参画は進んできているものの、より一層女性の個性や能力を十分に活用することが望まれます。

そこで本市では、審議会等への女性委員の登用を今後も促進するとともに、企業・団体等に対し、意思決定過程における女性の参画の働きかけを進めていきます。

また、町会活動やボランティア活動等の地域活動をはじめ、あらゆる分野への参画と活動を推進するため、男女共同参画意識の啓発をさらに進めるとともに、男女共同参画の視点からまちづくりを見直し、女性が安心して暮らせるまちづくりや女性の視点を盛り込んだ防犯・防災対策を促進し、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

基本目標Ⅲ 家庭生活と社会生活の両立

男女共同参画社会づくりを推進していくためには、男女一人ひとりが自分自身の生き方を選択し、安定した家庭生活と社会生活を両立できる環境づくりが求められます。

家庭生活では、男女ともに家族の一員として、家事や育児、介護等の役割を果たしていくことが大切ですが、現状ではその多くを女性が担っています。

このような固定的な性別役割分担意識（P3参照）は、女性の社会参画等にとって障害となるだけでなく、男性の多くが、家族とのコミュニケーション不足や、子育てに十分かわられないことへの不満を抱えています。

また、社会生活では、男女ともに仕事の忙しさや情報不足等から、地域活動等に参加しづらい等、家庭生活と社会生活の両立が難しい状況になっています。

このため、仕事と仕事以外の生活の両立が図れるよう、ワーク・ライフ・バランス（P14参照）（仕事と生活の調和）を推進し、男女がともに、家庭生活と社会生活のバランスがとれる環境づくりを進めていきます。

また、ひとり親家庭における経済的な安定や仕事と育児の両立を推進するため、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた支援を行います。

基本目標Ⅳ 生涯にわたる心身の健康維持

男女共同参画社会づくりを推進していく上で、男女が生涯を通して心身ともに健康であることは、生き生きとした生活を送るために大変重要なことです。

そこで、男女ともにその健康状態に応じて、適切に自己管理を行うことができるよう、年代や個々に応じた健康教育、健康相談の充実を図り、一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、生き生きとした生活が送れるよう支援していきます。

また、性差に応じた的確な医療である性差医療（※）という考え方が生まれてきている中、性差に配慮した医療・保健に関する情報の収集・提供等を行っていく必要があります。

また、高齢者や障害をもつ人の福祉を推進し、高齢者への生きがいに向けた学習機会や情報の提供、老人クラブ活動等における男女共同参画の推進、障害のある人へのスポーツ・レクリエーション活動における男女共同参画を促進します。

基本目標Ⅴ 計画の推進

男女共同参画社会づくりを推進するためには、行政の取り組みだけでなく、市民と行政が一体となって、協働で取り組んでいく必要があります。

このため、市民と行政がお互いにパートナーであるという意識を持ち、情報を共有しながら、男女共同参画基本計画の着実な推進に努めます。

また、男女共同参画基本計画の着実な推進のためには、国、県、近隣市等との連携を図っていくことが必要となるため、国や他の地方公共団体等との連携を強化していきます。

さらに、男女共同参画社会づくりの拠点として位置づけている「習志野市男女共同参画センター」の機能充実を図るとともに、男女共同参画基本計画評価組織を設置し、施策に対する評価方法の研究、評価を実施します。

（※）性差医療

1980年代以降、米国において様々な疾患の原因、治療法が男女で異なることが分かってきたことから、始められた医療。疾患における性差の例としては、狭心症について、男性は心臓表面の太い血管の流れが悪くなることによるものが多いですが、女性は、心筋の微小な血管の流れが悪くなることによるものが多いことが明らかになっています。

●この計画における「推進」と「促進」の使い方について

この計画の中では、市が自ら行うものについては「**推進**」、市が市民・関連団体と協働で行うものを含む場合については、「**促進**」としています。

VIII 計画の体系

〔将来像〕 〔基本目標〕 〔課題〕 〔施策の方向〕



は、この計画で新たに追加、充実した項目です。